

## 揭示物

### ●薬局からのお知らせ

お薬を安全で安心してご利用いただくために薬剤服用歴を活用しています。薬剤服用歴に基づき、お薬の服用に関してご説明をいたします。調剤したお薬や市販薬について薬の飲み合わせについて説明し、薬剤服用歴に記録します。また、患者様やご家族から伺った投薬歴や副作用・アレルギーの有無、服薬の状況、お薬手帳の情報、医薬品リスク管理計画（RMP）などをもとに、薬剤師が薬学的に分析・評価を行います。その上で、患者さま一人ひとりに適した薬剤服用歴の記録や必要な薬学的管理を実施しています。必要と判断される場合には、処方内容について医師へ提案を行うこともあります。

お聞きした情報は個人情報保護の取り扱いに関する基本事項に基づき適切に管理します。疑問・質問等がございましたら、店舗の薬剤師に遠慮なくご相談ください。

### ●個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書の発行について

医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。公費負担等により窓口でお支払いがない方の場合でも発行しております。領収書・明細書が不要の方は予めお申し出ください。

### ●オンライン資格確認体制について（医療 DX 加算）

マイナンバーカードの保険証利用に対応しています。

資格確認を行う体制を有しており、当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。

### ●医療情報取得加算について（医療 DX 加算）

オンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており、医療情報取得加算を算定しています。

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いします。

### ●医療 DX 推進体制加算について

#### 1. オンライン資格確認等システムの活用

オンライン資格確認等システムを通じて、患者さんの診療情報や薬剤情報等を取得し、調剤や服薬指導に活用しています。

#### 2. マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用の促進

マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用を促進することで、患者さんの負担軽減と医療情報の効率的な共有を目指しています。

#### 3. 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの活用

電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスを活用することで、医療機関との連携を強化し、よりスムーズな医療提供を実現しています。

オンライン資格確認の個人情報の利用目的は、「審査支払機関又は保険者への照会」のみであり、本人の同意なく他の目的に利用することはできません。

### ●後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養について

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品（長期収載品）の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。詳しくは店舗スタッフまでお尋ねください。

### ●保険対象外の費用についてのお知らせ

#### ・長期収載品の選定療養

2024年10月1日より、一定の条件を満たす長期収載品（特許期間を終了した医薬品）を選択した場合、従来の自己負担に加え、「選定療養費」を負担する必要があります。詳しくはスタッフまでお尋ねください。

#### ・患者さん宅への薬の持参料・在宅医療の交通費

発生する場合があります。距離によって相談。

### ●連携強化加算を算定している薬局について

各店舗では、以下の掲げる体制を整備し、連携強化加算を算定しており、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（対外診断用医薬品）を販売しております。

・新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について

ア 感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）

イ 個人防備具を備蓄

ウ 要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる対外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に必要な衛生材料の提供ができる体制を新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備

・災害の発生時における体制の整備について

ア 災害の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施（外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む）

イ 自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医療品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制

ウ 地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制

### ●在宅薬学総合加算 1 を算定している薬局について

- ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出
- ・在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年 24 回以上）
- ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知
- ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講
- ・医療材料・衛生材料の供給体制
- ・麻薬小売業者免許の取得

## ●地域支援体制加算を算定している薬局について

(体制基準)

- ・ 1,200 品目以上の医薬品の備蓄
- ・ 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- ・ 医療材料・衛生材料の供給体制
- ・ 麻薬小売業者の免許
- ・ 集中率 85%以上の場合、後発医薬品の調剤割合が 70%以上
- ・ 当薬局で取り扱う医薬品に係るの情報提供に関する体制
- ・ 平日 8 時間以上／日、土・日いずれかに一定時間以上の開局、45 時間以上／週の開局
- ・ 開局時間外であっても自薬局または連携薬局案内により調剤・在宅業務に対応できる体制
- ・ 患者等からの相談体制の整備
- ・ 地域の行政機関、保健医療機関、訪問看護ステーション及び福祉関係者との連携体制とその周知
- ・ 在宅療養の支援に係る 診療所・病院・訪問看護ステーションとの円滑な連携体制、ケアマネージャー・社会福祉士等の他の保健医療サービス・福祉サービスとの連携、在宅実績：24 回以上／年、在宅患者訪問薬剤管理指導の届出・体制整備・周知
- ・ PMDA メディナビに登録、「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」を「有」として直近 1 年以内に報告していること、副作用報告に係る手順書を作成し、報告を実施する体制を構築
- ・ かかりつけ薬剤師指導料等の施設基準の届出
- ・ 患者ごとの薬歴の記録、薬学的管理、必要事項の記入、必要な指導
- ・ 管理薬剤師が、保険薬剤師として 5 年以上の薬局勤務経験、週 3 日間以上勤務、当該保険薬局に継続して 1 年以上在籍
- ・ 定期的な研修の実施、学会への定期的な参加・発表
- ・ 患者のプライバシーへの配慮（パーテーション等の設置で区切られたカウンターを有するなど）
- ・ 要指導医薬品、一般用医薬品の販売、記録に基づく適切な医療の提供体制（健康サポート薬局要件の 48 薬効群を取り扱うこと）
- ・ 健康相談または健康教室を行っている旨を薬局の内外に掲示・周知、地域住民の生活習慣の改善、疾病予防に資する取組み
- ・ 緊急避妊薬の備蓄と調剤体制
- ・ 敷地内禁煙（保有または併用部分）、たばこ及び喫煙器具の販売をしていないこと

## ●居宅療養管理指導に関する掲示

### 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導運営規程

#### 事業の目的及び運営方針

要介護者または要支援者にある利用者が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、医師の指示に基づいて薬剤師が訪問して薬剤管理をいたします。

#### 1. 提供するサービスの種類

居宅療養管理指導および介護予防居宅療養管理指導

#### 2. 営業日および営業時間

各店舗の営業時間（ホームページ上に記載）

＊ なお緊急時は上記の限りではありません。

#### 3. 人員

薬剤師

#### 4. 利用料金

- |                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| 1.単一建物居住者が1人の場合                   | 518 単位 |
| 2.単一建物居住者が2～9人の場合                 | 379 単位 |
| 3.1 及び 2 以外の場合                    | 342 単位 |
| 4. オンライン服薬指導（情報通信機器を用いた服薬指導）を行う場合 | 46 単位  |

＊ 麻薬薬剤管理の必要な方は、上記金額に 100 点が加算されます。

#### 《職務の内容：指定居宅療養管理指導の内容》

利用者の状態に合わせた調剤上の工夫、薬剤等の居宅への配送、居宅における薬の保管・管理に関する指導、使用薬剤の有効性に関するモニタリング、薬剤の重複投与・相互作用等の回避、介護用品、福祉機器等の供給、相談応需、使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言、麻薬製剤の選択及び疼痛管理とその評価、病態と服薬状況の確認、残薬及び過不足薬の確認、指導、在宅医療機器、用具、材料等の供給、患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言ADL・QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認、その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

#### その他運営に関する重要事項

健康保険法、介護保険法等を遵守し、業務を行います。

居宅療養管理指導に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう、必要な措置を講じます。

個人情報に関しては運営規定により利用者に相談のうえ慎重に対処いたします。